

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成25年3月19日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成25年2月1日	左京区	下鴨本町	—	—	1	平成25年2月1日
	伏見区	向島二ノ丸町	—	—	1	
平成25年2月5日	伏見区	向島丸町	—	—	1	平成25年2月5日
		大阪町	—	—	1	
		下油掛町	—	—	1	
		淀木津町	—	—	1	
		淀本町	—	—	1	
平成25年2月8日	上京区	青竜町	—	—	1	平成25年2月8日
	左京区	下鴨宮崎町	—	—	1	
平成25年2月12日	北区	紫野花ノ坊町	—	—	1	平成25年2月12日
平成25年2月15日	南区	東九条中札辻町	—	—	1	平成25年2月15日
	右京区	梅津南上田町	—	—	1	
		梅津段町	—	—	1	
平成25年2月19日	中京区	西ノ京馬代町	—	—	2	平成25年2月19日
	右京区	梅津後藤町	—	—	1	
平成25年2月22日	南区	久世中久町	—	—	1	平成25年2月22日
	右京区	梅津段町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)